

和泉市庁舎総合管理業務委託に係る公募型指名競争入札実施要領

1. 公募型指名競争入札に付する事項

(1) 業務名

和泉市庁舎総合管理業務委託

(2) 業務概要

庁舎及び敷地内の総合管理を、合理的かつ適切な方法により実施し、庁舎の環境を常に最適な状態に保つとともに、安全性、快適性、機能性を長期にわたり維持すること。

(3) 履行場所

本庁舎、庁舎分館及び庁舎第1分館

(4) 契約期間

令和6年9月1日～令和9年8月31日

(5) 予定価格(税込み) 651,245,100 円

(6) 入札比較価格(税抜き) 592,041,000 円

(7) 最低制限価格(税込み) 488,433,825 円

(8) 入札最低制限価格(税抜き) 444,030,750 円

(9) 仕様書等関係図書配布

配布方法:和泉市公式ホームページから仕様書等関係図書をダウンロード

<和泉市公式ホームページ>

<http://cms2nd.nec.asp.lgwan.jp/smartcms/page/edit>

配布期間:入札公表から令和6年5月17日(金)

<配布資料>

実施要領(本資料・資料1)、和泉市庁舎総合管理業務委託仕様書(資料2)、公募型指名競争入札参加申請書(資料3)、グループ構成合意書(資料4)、会社(業務)概要書(資料

5)、実績報告書(資料6)、「和泉市庁舎総合管理業務委託」に係る質問書(資料7)、辞退届(資料8)、入札書(資料9)、見積書(資料10)、入札立会人委任状(資料11)、郵便入札について(資料12)、郵便入札注意事項及びチェックシート(資料13)、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱(資料14)、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得(資料15)、業務委託契約書案(資料16)

※以下の配布資料は、和泉市における令和4年・5年度の入札参加資格を有していない場合のみ必要となります。

課税対象外に係る誓約書(資料17)、委任状(資料18)、使用印鑑届(資料19)、暴力団排除に関する誓約書(資料20)

2. 入札参加資格に関する事項

入札参加表明時において次の(1)(2)いずれかの条件を満たし、(3)～(12)の全てに該当する法人であること。また、共同で参加する企業体(以下、「グループ」という。)を組んで共同参加することも可能。ただし、グループ参加する場合は、グループ内から代表する1者を選出し、代表企業として、本市との連絡窓口となり、各種申請や契約などの業務全般の手続きを行い、業務遂行の責任を負うこと。なお、グループ構成企業についても、以下の(3)～(11)を満たしていること。(12)については、グループ参加の場合、代表企業が提出すること。

※同一の参加者が複数のグループの構成企業となることはできません。また、単独参加する者についても、他のグループの構成員となることはできません。

- (1) 和泉市における令和4年・5年度または令和6年・7年度の入札参加資格を有していること。
- (2) (1)における入札参加資格を有していない場合は、公募型指名競争入札参加申請書を提出する際に以下の書類(各種証明書は発行日より3か月以内)を提出すること。

① 印鑑登録証明書 ※写し可

② 商業登記簿謄本(登記事項証明書) ※写し可

- ③ 貸借対照表及び損益計算書 ※写し可 直近1年分
- ④ 国税の納税証明書「その3の3」※写し可
- ⑤ 直近2年間の市税の納税証明書(市民税・軽自動車税及び固定資産税)
※和泉市内に本店・支店・営業所を存する場合のみ要
- ⑥ 課税対象外に係る誓約書(資料 17)
- ⑦ 委任状(資料 18)(指定様式)(受任者をたてる場合)
- ⑧ 使用印鑑届(資料 19)(指定様式)
- ⑨ 暴力団排除に関する誓約書(資料 20)(指定様式)

- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きの開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを開始していないこと。
- (5) 建築物衛生法第12条の2のうち、建築物環境衛生総合管理業の登録をしている者であって、本業務において建築物環境衛生管理技術者を選任できること。
- (6) 個人情報保護及び情報セキュリティに関する内規等があり、適正管理及び継続的改善の仕組が構築されていること。
- (7) 本社、支社又は営業所の所在地が大阪府内にあること。
- (8) 市税(和泉市内に本店・支店・営業所を存する場合のみ)及び国税の未納がないこと。
- (9) 参加者、参加者の役員又は従業員が10年間において暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- (10) 参加表明書の提出日において、法令違反を理由として大阪府知事から参加停止措置を受けている者又は和泉市参加有資格業者指名停止要綱(平成17年制定)に基づく指名停止措置若しくは指名回避措置を受けている者でないこと。
- (11) 別紙「和泉市庁舎総合管理業務委託仕様書(資料2)」に基づく業務が確実に遂行できる

こと。

- (12) 平成31年4月1日以降に、国、地方公共団体または民間において建築物における衛生的環境の確保に関する法律(以下「建築物衛生法」という。)に規定する建築物環境衛生管理技術者の選任が必要な建築物(不特定多数の者が出入りする施設であって、床面積10,000㎡以上のものに限る。)の受託者として、建築物環境衛生管理技術者を選任し、管理を主体となり行った実績(契約金額1件50,000,000円/年以上)が1件以上あること。※別紙「実績報告書(資料6)」を提出すること。

3. 入札スケジュール

本業務に係る入札のスケジュールは以下のとおりとする。

項番	項目	日程等
1	入札公表日	令和6年4月24日(水)
2	参加申込書の提出締切	令和6年5月17日(金)17:00
3	参加資格決定通知	令和6年5月20日(月)
4	質疑受付終了	令和6年5月28日(火)17:00
5	質疑回答期日	令和6年6月3日(月)17:00
6	配達指定日	令和6年6月14日(金)
7	開札日	令和6年6月17日(月)11:00
8	委託業務開始日	令和6年9月1日(日)
9	委託業務完了日	令和9年8月31日(火)

4. 入札参加申請の提出期間及び場所

入札の参加を希望する者は次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 提出期間: 令和6年4月24日(水)～令和6年5月17日(金)17時まで

(2) 提出先: 〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所庁舎本館5階総務管財室窓口

(土日を除く平日8時45分～17時15分)

(3) 提出書類:

- ・公募型指名競争入札参加申請書(資料3)※グループの場合、代表者のみ提出
- ・業務実績調書(資料6)※グループの場合、代表者のみ提出

- ・会社概要書(資料5)※グループの場合、構成員も提出
- ・グループ構成合意書(資料4)※グループ参加の場合のみ提出
- ・担当者名刺及び、2(2)に該当する者は、(2)①～⑨

(4) 提出方法:直接持参または郵送(一般書留または簡易書留)とする。

※郵送の場合は提出期間内必着(着払不可)とする。

5. 通知日及び方法

公募型指名競争入札参加申請書を提出した者には、公募型指名競争入札参加申請に係る結果通知書(及び入札書等郵送用指定封筒作成案内)を次に掲げる方法で通知する。なお、指名しなかった申請者に対しては、その旨等を通知する。

(1) 通知日:令和6年5月20日(月)

(2) 通知方法:公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールにて通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

6. 質疑書の提出期間及び方法

質疑がある場合、下記の方法で提出すること。また質疑がない場合もその旨記載し提出すること。

(1) 提出期限:令和6年5月28日(火)17時まで

(2) 提出書類:「和泉市庁舎総合管理業務委託」に係る質疑書(資料7)

(3) 提出方法:電子メール(soumuka@city.osaka-izumi.lg.jp)で提出する。

※質疑書提出後、市より受信確認メールを返信するため確認すること。

7. 質疑書回答の日時及び方法

質疑書回答を次に掲げる方法で通知する。

(1) 通知日時:令和6年6月3日(月)17時まで

(2) 通知方法：公募型指名競争入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛へ電子メールで通知する。

※メール受信後は直ちに受信確認した旨をメール本文に記載し返信すること。

8. 入札保証金に関する事項

要(ただし、和泉市財務規則第90条第3号に該当する場合は免除とする)

9. 入札方法

(1) 本入札は郵便入札にて執り行う。

(2) 入札参加者は、和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱(以下「郵便入札実施要項」という。)、和泉市建設工事等における郵便入札参加者心得(以下「郵便入札参加者心得」という。)を熟読の上、要綱等に記載の方法で配達指定日に入札書等が到達するよう郵送すること。

(3) 入札参加者の中から入札立会人を2名、市が選任するため、選任された場合は立合わせる。立会人の選任方法等については、「郵便入札実施要綱」「郵便入札参加者心得」を参照すること。また、入札参加者の傍聴は可とする。

(4) 入札書記入

入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めた総額を見積もったうえ、記載すること。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とする。

入札書提出時に見積書(資料10)を合わせて提出すること。

※入札金額は入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内で記載すること。なお、令和6年度分については、別途上限金額を設けるものとする。

上限金額：税抜 105,337,000 円(税込 115,870,700 円)

(5)落札者の決定

入札比較価格と入札最低制限価格の範囲内で最低価格の入札者を落札者とする。入札比較価格の範囲内で同価格の入札があった場合は、抽選により落札者を決定する。この場合当該入札者は、抽選を辞退することは出来ず、当該入札参加者が選定した入札立会人により抽選を行うものとする。

(6)入札(開札)回数は1回とする。

10. 書類の提出方法

(1)提出書類

- ① 入札書(資料9)(和泉市公式市ホームページからダウンロード)
- ② 見積書(資料10)(和泉市公式市ホームページからダウンロード)

(2)提出方法

入札書等郵送用指定封筒(公募型指名競争入札参加資格通知書送付時に作成案内配布)に(1)の書類を同封の上、次の①及び②の両方を満たす方法で郵送すること。なお、郵送費用については入札参加者の負担とする。

- ① 次のいずれかの方法で郵送すること
 - ア、一般書留
 - イ、簡易書留
- ② 次のいずれかの方法で配達日等の指定をすること
 - ア、配達日指定郵便
 - イ、配達時間帯指定郵便

(配達時間帯の区分が「午前8時から午前12時まで」であること)

(3)提出先

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

11. 配達指定日

令和6年6月14日(金)

「10. 書類の提出方法」の要件を満たさない入札、配達指定日以外に到着した入札は、無効とする。

12. 入札(開札)の日時及び場所

(1) 日時

令和6年6月 17日(月)午前11時00分

(2) 場所

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市役所 庁舎別館 3階 3-4 会議室

13. 契約書作成の要否

要 業務委託契約書案(資料16) 仕様書(資料2)参照

14. その他入札について必要な事項

(1) 契約保証金

要(和泉市財務規則第104条第3号または第4号に該当する場合は免除とする)

(2) 契約の締結

落札者は、落札決定日から7日以内に入札書に記載された金額で契約を締結しなければならない。正当な理由なく契約締結をしない場合は、契約締結の意思なきものとみなし、落札者としての権利を失うものし、落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、財務規則第95条の2第2項の規定により、落札金額の100分の5に相当する額の違

約金を徴収するものとする。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 支払方法

受注者から各月において業務委託完了報告書等の提出を受け、発注者による検査に合格後、受注者の適正な請求に基づき、毎月支払う。詳細は業務委託契約書案(資料 16)参照のこと。

(5) 適用法令

地方自治法、地方自治法施行令、和泉市財務規則

(6) 入札の無効に関する事項

和泉市建設工事等における郵便入札実施要綱第 8 条に記載

<問合先>

〒594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

和泉市役所 総務部 総務管財室

TEL:0725(99)8105

FAX:0725(45)9352

受付期間:土日祝日を除く平日8時45分～17時15分

メール:soumuka@city.osaka-izumi.lg.jp

<参考>

和泉市財務規則

(入札保証金の納付の免除)

第 90 条 市長は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 入札に参加しようとする者が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 入札に参加しようとする者が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(契約保証金の納付の免除)

第 104 条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が過去 2 年間に市、国(公社、公団を含む。)又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結してこれらをすべて誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 契約の相手方が前号に規定する者に準ずる者であり、かつ、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (5) 法令に基づき延納が認められる場合において、契約の相手方が確実な担保を提供したとき。
- (6) 公有財産又は物品を売り払う契約を締結する場合において契約の相手方が売払代金を即納するとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において契約金額が少額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (8) 本市が土地又は建物を買い入れ、又は借り入れる契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。